

独立行政法人海上災害防止センター役員給与規程
(平成15年10月1日規則第5号)

改正 平成15年11月20日 規則第12号
平成16年4月22日 規則第11号
平成17年11月14日 規則第5号
平成18年3月31日 規則第2号
平成21年6月24日 規則第3号
平成21年11月30日 規則第5号
平成22年11月30日 規則第7号

(総則)

第1条 独立行政法人海上災害防止センター(以下「センター」という。)の役員に対する給与については、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 役員の給与の種類は、常勤役員については、俸給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当とし、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

(給与の支払)

第3条 役員の給与は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令又は規程に基づきその役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与のうちから、その金額を控除して支払うものとする。

(俸給の額)

第4条 役員の俸給は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める額とする。

- | | | |
|---------|----|----------|
| (1) 理事長 | 月額 | 842,000円 |
| (2) 理事 | 月額 | 740,000円 |
| (3) 監事 | 月額 | 690,000円 |

(地域手当)

第5条 地域手当は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)第11条の3の規定に準じて役員に対して支給する。

2 地域手当の月額は、俸給月額に100分の12を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。

2 通勤手当の月額は、一般職給与法第12条第2項及び第3項に規定する額とする。

3 国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)が、国の機関の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、一般職給与法第12条第4項の規定を準用する。

4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当

の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(単身赴任手当)

第7条 単身赴任手当は、国家公務員が、国の機関の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、一般職給与法第12条の2第3項の規定に準じて支給する。

(非常勤役員手当)

第8条 非常勤監事の非常勤役員手当は、月額100,000円とする。

(給与の支給)

第9条 役員の俸給及び地域手当(以下「俸給等」という。) 単身赴任手当及び通勤手当並びに非常勤役員手当は、その月額の全額を毎月17日に支給するものとする。ただし、その日が休日にあたる時は、その日前においてその日に最も近い休日でない日に支給するものとする。

(新たに役員となった者の俸給等)

第10条 新たに役員となった者には、その日から俸給等を支給する。

(役員でなくなった者の俸給等)

第11条 役員が退職し、解任された場合には、その日までの俸給等を支給する。ただし、死亡した場合には、その月分の俸給等を支給する。

(日割計算)

第12条 前2条の規定により俸給等を支給する場合で、その月の初日から末日まで支給するとき以外の場合の俸給等の額は、その月の日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

(期末手当)

第13条 役員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した役員についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、基準日前1月以内に任命権者(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第20条の規定により任命権を有するものをいう。)の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった者については、期末手当を支給しない。

3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額を基礎として、国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額とする。

4 期末手当の支給日は、6月30日及び12月10日とする。ただし、これらの日が休日にあたる時は、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。

5 期末手当の一時差止め処分等の取扱いについては、一般職給与法第19条の5第3号及び第4号並びに同法第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長」とあるのは「理事長」と、「期末手当」とあるのは「特別手当」と読み替えるものとする。

(勤勉手当)

第13条の2 役員の勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、役員が前条第2項の規定に該当する場合は、勤勉手当を支給しない。

3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額を基礎額として、国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額とする。

4 勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が休日にあたる時は、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。

5 前条第5項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と読み替えるものとする。

(端数の処理)

第14条 給与の支給額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

2 独立行政法人海上災害防止センター(以下「センター」という。)の成立の際現に海上災害防止センターの役員である者のうち、センターの成立の時に引き続きセンターの役員となった者であって、解散前の海上災害防止センター役員給与規程(昭和52年1月13日規則第1号。以下「旧規程」という。)第1条に規定する役員であった者の給与に関する事項は、センターの成立の時に第1条に規定する役員の給与に関する事項に相当するものとみなす。この場合において、旧規程の給与に関する事項は、センターの成立の時にセンターが承継する。

附 則(平成15年11月20日規則第12号)

1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。

2 平成15年12月に支給する特別手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人海上災害防止センター役員給与規程第13条第3項の規定にかかわらず、同項により算定される特別手当の額(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額に相当する額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となる時は、特別手当は、支給しない。

一 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあっては、新たに役員となった日。)において役員が受けるべき俸給、特別調整手

当、通勤手当、単身赴任手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から同年11月までの月数を乗じて得た額

二 平成15年6月に支給された特別手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則（平成16年4月22日規則第11号）

- 1 この規程は、平成16年4月22日から施行し、平成16年4月21日から適用する。
- 2 改正前の独立行政法人海上災害防止センター役員給与規程第5条第2項の規定により東京都特別区の支給割合による特別調整手当を支給されていた役員で、平成16年4月21日（以下「起算日」という。）から横浜市に勤務することとなった役員の支給割合については、同項の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の6第1項の規定を準用し、次の各号に掲げる期間の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

一 起算日から3年を経過するまでの間 100分の12

二 前号に掲げる期間を経過した日からこの号の規定による割合が第5条第2項に定める支給割合に至るまでの間 前号に掲げる割合から、100分の1の割合に起算日からの経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）から2を減じた年数を乗じた割合を減じて得た割合

附 則（平成17年11月14日規則第5号）

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 平成17年12月に支給する特別手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人海上災害防止センター役員給与規程第13条第3項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

一 平成17年4月（同年4月2日から同年11月30日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員になった日。）において受けるべき俸給、特別調整手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月（同月2日から同年11月30日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日。）から同年11月までの月数を乗じて得た額

二 本年6月に支給された特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則（平成18年3月31日規則第2号）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から任命され、同一の区分の適用を受ける役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる役員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 3 前項の規定による俸給を支給される役員に関する第5条第2項、第13条第3項の規定の適用については、第5条第2項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成18年規則第2号附則第2項の規定による俸給との合計額」と、第13条第3項中「俸給」とあるのは「俸給と平成18年規則第2号附則第2項の規定による俸給との合計額」と、同項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成18年規則第2号附則第2項の規定による俸給との合計額」とする。

附 則（平成21年6月24日規則第3号）

この規程は、平成21年6月24日から施行する。

附 則（平成21年11月30日規則第5号）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日規則第7号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。